

# 東京電力への「公開質問」に対する回答【概要】

資料1

平成23年11月15日

	質問内容	回答内容	評価
1 損害賠償の範囲	(1) 基本的な考え  原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、「指針」の対象の有無にかかわらず、幅広く賠償の対象とする考えはあるか。	本件事故により極めて多数の被害が発生しているなか、弊社独自の判断により原子力損害の範囲を認定することが困難である状況に鑑み、「中間指針」を踏まえ、迅速かつ公正な賠償を実施させていただくこととしております。 また、「中間指針」で明示的に類型化されていない損害項目についても、「その他ご請求用」用紙にて受付をさせていただき、本件事故と相当因果関係が認められる損害については、賠償させていただきます。	当事者意識が希薄であり、「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	(2) 現実的に被っている損害について		
ア	すべての福島県民の精神的損害（避難等指示区域外を含む）を賠償の対象にすること。	被害を受けられた多数の方々に対して迅速かつ公正な賠償を行っていくためには、「中間指針」や紛争審査会における議論等を踏まえて対応することが肝要であると考えており、その趣旨を尊重して適切に対応してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
イ	避難等指示区域内の住民の精神的損害について、期間の経過に伴う精神的損害を増額して賠償すること（基準額の減額の見直し）。	「中間指針」等を踏まえ、例えば、生活に必要な不可欠な家財道具等について、お住まいからの持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たにご購入された場合といった、生活費の増加費用は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。 (基準額1/2減額の見直しに対する明確な回答がない)
ウ	緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等を賠償の対象とすること。	「中間指針」等を踏まえ、避難生活等による精神的損害及び生活費の増加分を賠償させていただきます。 (従前の屋内退避区域から移行した緊急時避難準備区域の滞在者についての回答とはなっていない)	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
エ	自主的避難に伴う費用を賠償の対象とすること。	現在、紛争審査会において行われている議論の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
オ	風評被害対策に要する費用を賠償の対象とすること。	風評被害の拡大を防止するために対策を講じられ、これによって追加的な費用支出が生じた場合、ご事情等をお伺いして協議させていただいたうえで、必要かつ合理的な範囲について賠償させていただきます。	当然に賠償の対象とされるべきであり、「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
カ	いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産を賠償の対象とすること。	本件事故と相当因果関係がある減収分が認められる場合に、これを営業損害として賠償させていただきます。	回答が具体的でない。

質問内容		回答内容	評価
1 損害賠償の範囲	キ 放射線被ばくによる健康被害など、 <u>原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的損害を賠償の対象とすること。</u> <幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に対象にすること>	「中間指針」等を踏まえ、本件事故と相当因果関係が認められる損害について適切に賠償させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	ク 検査・除染費用などの放射線対策経費（避難等指示区域外を含む）を賠償の対象とすること。<自ら実施する放射線対策も対象にすること>	「中間指針」等を踏まえ、避難等指示区域に存在する財物に係るものや、取引先の要求等により実施を余儀なくされたことによるものについて、賠償の対象とさせていただきます。 また、除染費用については、現在、紛争審査会において行われている議論の結果を踏まえて適切に対応してまいります。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	ケ 地方公共団体等の損害（ <u>税金減、本件事故に伴って実施した事業</u> ）を賠償の対象とすること。	地方公共団体等が本件事故に伴って実施された事業に係る費用のうち、地方公共団体等が被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべきものを代わってご負担された場合については、賠償の対象となると考えております。 しかし、地方公共団体等の税金の減少については、「中間指針」においても、特殊の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認めないとされていることから、原則として賠償の対象とはならないと考えております。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	コ 地震、津波の複合的要因がある場合であっても、すべて原子力損害として賠償の対象とすること。	ご事情等をお伺いして協議させていただいたうえで、「中間指針」等に基づき、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	サ 避難等指示区域内の自宅等における盗難被害を賠償の対象とすること。	避難等指示区域に悪意を持って入ってくる窃盗による被害については、原則として当該窃盗犯が責任を負うべきものと考えますが、盗難の被害を受けられた方々から弊社にご相談があった場合は、ご事情をお伺いする等、真摯に対応させていただきます。	長期間にわたり、管理不能な状態にした責任を明確にしていない。
	シ 個人における早期の転職や臨時の就労等、事業者における早期に転業するなど <u>特別の努力を行った者に対し、具体的な配慮を行い、十分な賠償を行うこと。</u>	復興や通常的生活再開に向けて特別の努力を行われた方々に発生した追加的費用については、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。 また、紛争審査会において、就労不能等に伴う損害の終期の検討にあたり、早期の転職や臨時の就労など特別の努力を行った方々が存在することに留意する必要があるとされておりますので、今後の紛争審査会における議論の状況を踏まえ、適切に対応させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。

	質問内容	回答内容	評価	
2 損害賠償請求 の 手続き等	(1) 請求に対する基本姿勢・請求書の見直しについて			
	ア	「指針」の明記の有無にかかわらず、被害者が求めるすべての損害の請求を受け付けるべきだが、どう考えているのか。	被害のお申し出に対し、個別にご事情をお伺いし、適切に対応してまいります。	すべての請求を受け付ける姿勢がない。「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	イ	東京電力(株)が作成した請求様式は「指針」に対応したもので損害項目が限定的であることから、請求様式の見直しを含めその改善を具体的にどう図っていくのか。	「中間指針」に示されていない損害についても「その他ご請求用」用紙にて受付をさせていただいております。 なお、請求用紙については、その内容・取扱い等について見直しを含めた一層の改善を早急に検討してまいります。	見直しを含めた請求用紙の改善の早急な検討を行うことは一定の評価ができる。今後の具体的な対応を注視する。
	(2) 請求受付・相談の対応等			
	ア	福島県内すべての市町村及び県外の避難先において、請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催等を行う考えはあるか。また、実施する場合の場所や開設・開催日程、体制等については具体的にどうするのか。	被害を受けられた方々の請求書の作成をお手伝いさせていただくため、要員増強をはじめとする体制の強化を図りながら、今後さらに、説明会の開催や対面相談窓口の開設を増やすなど、より一層きめ細やかな対応に努めてまいります。 なお、説明会の開催や相談窓口の開設については、国、自治体及び関係団体等の関係箇所とご相談させていただきます。	回答が具体的でない。
	イ	請求を受け付ける福島原子力補償相談室（コールセンター）とは別に、請求受付対応に関する苦情、相談、審査状況等についてワンストップで対応できる窓口を開設する考えはあるか。	弊社コールセンターでは、賠償に関するご相談や請求書の受付・確認の進捗状況に係る様々なお問い合わせやご意見等をすべて承らせていただいております。加えて、各地域の補償相談センターから被害を受けられた方々を訪問させていただく際にも、同様に、誠心誠意、対応させていただきます。	誠意が見られない。（コールセンターへの不満が多い）
	(3) 請求方法等の周知			
	ア	県内のみならず全国各地に散らばった被害者に対する請求方法等の周知については、定期的かつ相当期間継続して行う必要があるが、具体的にどのように対応していくのか。	自治体や関係団体等にご協力をいただきながら、自治体の被災者さま向け広報誌やホームページに掲載させていただくなどの方法をとらせていただきたいと思います。	回答が不十分。全国紙への掲載など、より丁寧かつ幅広い対応を行うべき。
	イ	県外避難者に対する説明会や個別相談会の開催などは具体的にどのように行うのか。	福島県外に設置した各地域の補償相談センターを中心に鋭意実施しているところです。引き続き、県外に避難されている方々に対するご請求に関するお手伝いにつきましても全力で取り組んでまいります。	回答が具体的でない。
	(4) 高齢者等への対応			
	すべての被害者が円滑な賠償請求手続きを行うことができるよう、特に高齢者や体が不自由な方などに対しては、具体的にどのような支援を行うのか。	ご高齢の方々をはじめ、説明会や相談窓口にお出向いただくことが難しい方につきましては、訪問による個別のご相談を実施させていただいております。 また、請求をおすまじでないご高齢の方がいらっしゃる場合は、弊社からお声がけをするなど、ご請求漏れがないよう努めてまいります。	今後の具体的な対応を注視する。	

質問内容		回答内容	評価
3 損害賠償の算定基準等	(1) 財物価値の喪失・減少		
	ア 避難等指示区域内の財物価値（動産、不動産）の喪失・減少に係る算定基準については、いつ具体的に示され、請求受付が開始されるのか。	警戒区域の解除時期が確定していないことや、除染に関する国等の基準や具体的な除染方法が明らかになっていないことなどから、事故の収束状況や紛争審査会における議論や被害を受けられた方々のご要望を踏まえつつ、 <b>継続的に検討</b> を行ったうえで、 <b>できる限り早期に対応</b> させていただきます。	「指針」の範囲を超えて賠償を行う姿勢・誠意が見られない。
	イ 早期に算定基準を示さない場合、仮払いや概算払いにより被害者の早期救済を図る必要があるが、どう考えるか。		
	(2) 観光業等の風評被害	観光業の風評被害における弊社賠償基準については、被害を受けられた方々との早期合意を目指す観点から10月26日に見直しを行っております。	サービス業等についての見直しが行われていない。
(3) 検査費用（物）			
	避難等指示区域内の財物に係る放射線の検査費用（物）については、請求書では原則1回のみを対象としているが、財物に対する検査費用は1回限りとするべきでなく、回数制限を撤廃すべきでないか。	複数回の検査をすることが <b>必要かつ合理的と考える場合については賠償</b> させていただきます。	回数制限を明確に撤廃していない。
4 合意書	合意書の位置付けについて		
	本件事故による被害が収束していない間は、最終的な合意となるものではなく、当然のことながら、その間は <b>何回でも追加で請求が可能であり、請求権を放棄するものではない</b> と理解してよいか。	合意書は、弊社がお支払いする <b>賠償金額の対象範囲を明確にすることを目的</b> として、取り交わさせていただくものです。弊社との間で合意書を取り交わした後に、被害を受けられた方々に <b>請求漏れや新たな損害が発生していることが判明した場合には、具体的なご事情等についてお伺い</b> したうえで、改めて協議させていただきます。	賠償金額の対象範囲を明確にすることを目的としているということは、それで賠償を終わらせたいとする意思の表れである。最終的な合意の考え方について乖離がある。